

# 第20回 農業委員会総会議事録

令和4年2月24日開会

中標津町農業委員会

令和4年2月24日、第20回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番 二 瓶 裕 貴  
2 番 横 田 千 秋  
3 番 谷 川 好 則  
4 番 長谷川 孝 二  
5 番 田 中 洋 希  
6 番 竹 村 聡  
7 番 武 田 健 治  
8 番 田 中 世 一  
9 番 瀧 本 和 男  
10 番 須 崎 智  
11 番 和 泉 光 広  
12 番 後藤田 宏 幸  
13 番 高 橋 正 一  
15 番 小 林 亨  
16 番 中 村 正 生  
17 番 笠 原 康 博  
18 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

14 番 赤波江 信 二

附議した案件

- (イ) 議案第109号 現況証明願いについて  
(ロ) 議案第110号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(ハ) 議案第111号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について  
(ニ) 議案第112号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について  
(ホ) 報告第44号 農政委員会開催報告について

本日出席した職員

事 務 局 長 坂 井 一 文  
庶 務 係 長 葛 西 利 光  
農 地 係 長 吉 田 佳 弘  
係 宮 崎 智 佳

(開 会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、17名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第20回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
5番、田中 洋希 委員。  
6番、竹村 聡 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 1月27日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第109号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)笠原委員。
- 笠原委員 上程になりました議案第109号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積887㎡。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。  
4、見取図は3ページのとおりです。  
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況は雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります  
令和4年2月15日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。
- 議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。  
(全委員)「質疑なし」の声
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第110号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)中村委員。

中村委員 上程になりました議案第110号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。議案の5ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇  
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積31,573㎡内3,536㎡、他2筆、計、19,814㎡。3、許可を受けようとする事由。砂、土採取のため。4、転用の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂34,768㎡、土60,218㎡。7、最大切深。8.1m。8、見取図については、6ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂・土採取のため申請があったものです。申請地については、昨年からの継続地で、今回の申請面積は、19,814㎡となっております。令和3年12月17日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 議案第110号(2)について説明致します。議案の7ページをお開きください。  
(2)1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積51,060㎡内16,409㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利25,337㎡。7、最大切深。5.0m。8、見取図について

ては、8ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、令和元年からの継続地で今回の申請面積は16,409㎡となっております。令和3年12月17日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第110号(3)から(6)について説明致します。議案の9ページをお開きください。なお、(3)(4)につきましては、同一申請地における事業であること及び借主が同一であることから、一括して説明いたします。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、釧路市〇〇〇〇丁目〇番〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積33,778㎡内15,970㎡、他1筆、計26,536㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、土採取のため。4、転用の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利52,650㎡、土67,388㎡。7、最大切深。13.63m。8、見取図については、11ページのとおりとなっております。10ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、山林、現況、畑、面積76,799㎡内4,354㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、土採取のため。4、転用の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利6,357㎡、土9,429㎡。7、最大切深。13.63m。8、見取図については、11ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地につきましては、令和元年からの継続地であり、当該農地分に係る今回の申請面積は(3)が26,536㎡、(4)が4,354㎡となっております。令和4年2月15日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

12ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 9,919 m<sup>2</sup>内 1,389 m<sup>2</sup>、他 3 筆、計 17,368 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。黒墨、土採取のため。4、転用の期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨 27,952 m<sup>3</sup>、土 39,233 m<sup>3</sup>。7、最大切深、13.1m。8、見取図については、13 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。申請地については、平成 30 年からの継続地であり、今回の申請面積は 17,368 m<sup>2</sup>となっております。令和 4 年 2 月 15 日第 2 地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。14 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,765 m<sup>2</sup>内 8,976 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、黒墨 13,578 m<sup>3</sup>。7、最大切深、13.5m。8、見取図については、15 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒ボク採取のため申請があったものです。申請地については、平成 30 年からの継続地であり、今回の申請面積は 8,976 m<sup>2</sup>となっております。令和 3 年 1 月 17 日第 2 地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程 5、議案第 111 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報

告による要件の確認について」を上程します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第111号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。17ページをお開きください。  
令和3年度分といたしまして、〇〇〇〇(株)、令和2年分といたしまして、同じく〇〇〇〇(株)からの提出がありました。  
令和4年1月28日以降に受理した報告書でございまして、記載のとおり、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は承認されました。  
日程6、議案112号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。  
内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第112号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について提案理由のご説明を申し上げます。20ページをお開きください。  
この件につきましては、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日に全国農業会議所が開催いたしました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところでありまして、この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和元年12月18日付で北海道農業会議より、すべての農業委員会において総会での決議の実施について依頼があったことから、令和2年1月24日開催の第31回総会におきまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」を採択したところでありますが、北海道農業会議からの依頼において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上の同様の取り組みが求められていることから、令和3年度におきましても、本総会におきまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」を採択するものです。  
(農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文 朗読)

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり採決されました。  
日程7、報告第44号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員長

長谷川委員長 報告第44号「農政委員会開催報告について」説明いたします。22ページをお開きください。令和4年1月27日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和5年度農業施策と予算に関する要望意見の検討について。

本年5月31日の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、北海道選出国会議員に対する要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行い、本農業委員会の要望・意見を求められたものであります。

協議結果。本農業委員会としては、事務局提出のとおり、以下の6項目を要望・意見とする結論となったところであります。

1、乳製品等における消費回復・喚起に加え、在庫対策等、経営の維持・発展等に向けた支援対策の継続と充実・強化を図るとともに必要な予算を確保すること。

2、農業・農産物の貿易を含む他国との協定等の発効に伴う影響を継続的に検証し、国会で審議する際にはその審議過程の透明性を確保すること。さらに、食糧の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、農業経営安定対策の充実を図ること。また、海外への販路拡大等、市場拡大対策を充実させること。

3、離農者の農業用施設等の解体撤去や農地への復元、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。

4、生前一括贈与による贈与税納税猶予を受けている特例適用農地等の面積の20%を超え譲渡、貸付け、転用、耕作放棄をした場合、納税猶予の全部が打ち切りとなり、農業者年金法の特例付加年金(旧法の経営移譲年金を含む)の支給を目的に、全ての特例適用農地等を後継者へ使用貸借した場合は、継続適用の特例となっているが次の事項も追加すること。①、農業者年金受給に関わらず、後継者へ経営継承に伴う特例適用農地等を貸付ける場合。②、受贈者が構成員となる農地所有適



格法人へ特例適用農地等を貸付ける場合。

5、現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましく、所有権移転を含めた農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。また、離農による農地処分にあたり、速やかに農業者へ所有権移転がなされるよう譲渡所得税の特別控除について大幅に引き上げること。(離農後直ちに譲渡した場合と貸借を行った後に譲渡した場合との間に特別控除額の差を設ける等)

6、鳥獣被害について、農作物への食害を防止するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」について十分な予算を確保すること。また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

2、令和4年度中標津町農業委員会総会開催日程について。

本農業委員会の令和4年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、4月から12月までは午前10時30分から、1月から3月までは午後1時30分からの開催といたします。以上、農政委員会の開催報告といたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
以上で農政委員会の報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これもちまして、第20回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 13時58分)